

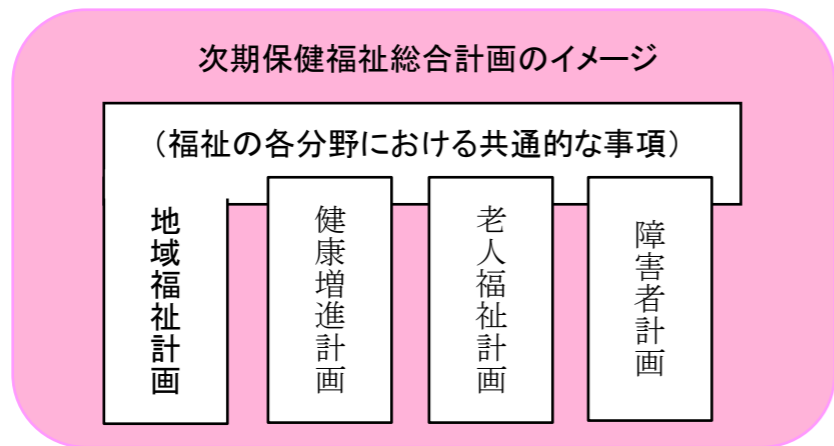
1. 次期計画の基本事項について

(1) 策定の目的

福岡市福祉のまちづくり条例に掲げる、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる健康福祉のまちづくりという基本理念の実現に向けた、保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画」である。
- また、4つの法定計画（市町村地域福祉計画、市町村健康増進計画、市町村老人福祉計画、市町村障害者計画）を包含した計画として、一体化して策定する。
- なお、社会福祉法の一部改正により、市町村地域福祉計画については「地域における福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」と位置づけられたところである。



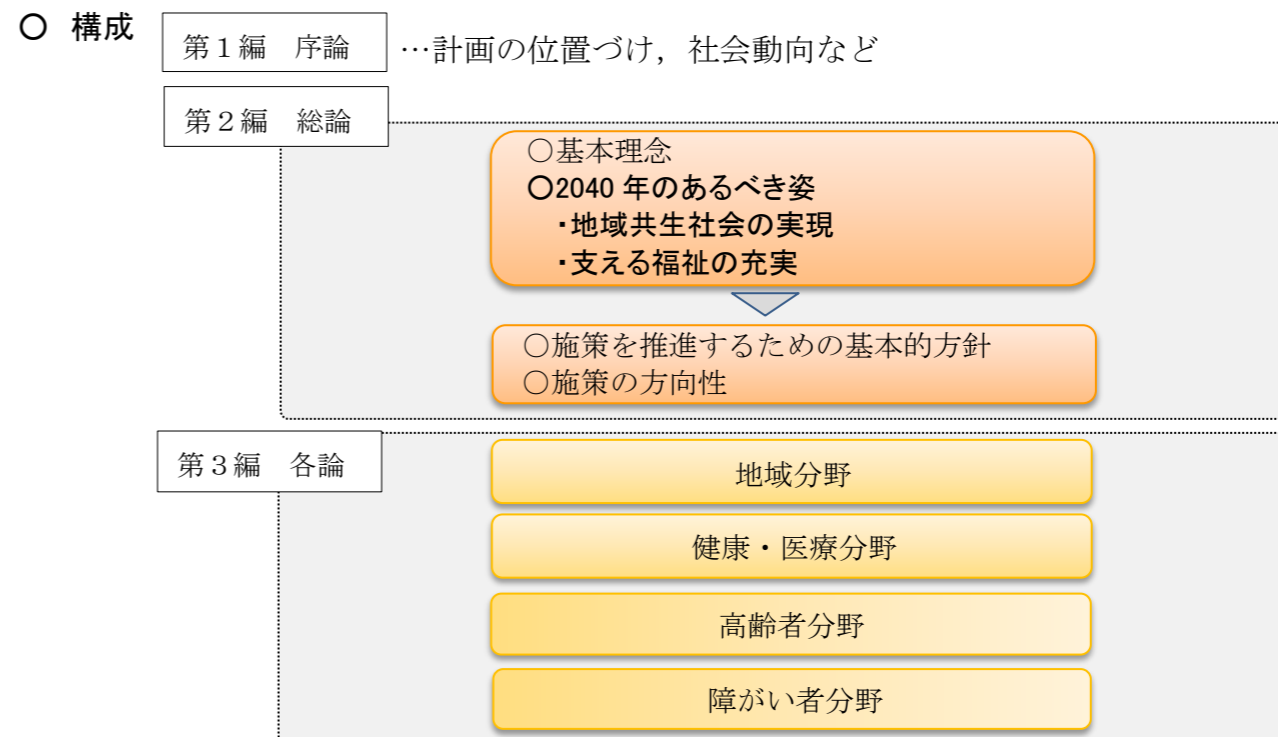
(3) 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とする。

名称	計画の性格					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福岡市保健福祉総合計画	■福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画 ■市町村地域福祉計画 ■市町村健康増進計画 ■市町村老人福祉計画 ■市町村障害者計画					
福岡市介護保険事業計画	■市町村介護保険事業計画 保険給付の円滑な実施のために、3年を1期として策定する計画					
福岡市障がい福祉計画	■市町村障害福祉計画 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、3年を1期として策定する計画					

2. 次期計画の構成・主な課題等について

(1) 計画の構成



○ 基本的な考え方

高齢者人口と社会の主な支え手・担い手である生産年齢人口とのバランスが急速に変化する超少子高齢社会においても、生活の質の向上を図るため、市民の意欲や能力に応じた活躍の推進や技術革新の活用などにより、持続可能な制度や仕組みの構築に向けた取組みを進める。

(2) 主な課題等

- 今後ますます重要となる課題（詳細は参考資料1）
 - ・健康寿命の延伸
 - ・単身高齢者、要介護高齢者、認知症高齢者の増加への対応
 - ・障がい者とその親の世代の高齢化への対応
 - ・高齢者数の増加や福祉ニーズの多様化などにより増加する医療費・介護費等の抑制
 - ・ひきこもりの高齢化と長期化への対応（8050問題）
- 現計画の中間評価（H30）における主な課題（詳細は参考資料2）
- 次期計画で新たに取り組む内容（詳細は参考資料3 参考資料4 参考資料5）
 - ・「地域共生社会の実現」に向けた取組み
 - ・保健福祉施策をより効果的に進めるための「エビデンス(科学的根拠)の活用」
 - ・人生100年時代を見据え、健康・医療・介護だけでなく、住まいや地域づくり、働き方なども含めて、広い意味での“まちづくり”に産学官民“オール福岡”で取り組む「福岡100」

